

商品概要説明書

(平成 28 年 9 月 12 日現在)

商品名 (愛称)	相続預金払戻サービス「これで安心」
お申込みいただける方 (申込人)	当行普通預金口座に公的年金又は給与振込の指定をしている満 60 歳以上の方
払戻人として指定できる方 (引受人)	当行に普通預金口座を有している申込人の配偶者または子(養子を含む)で満 20 歳以上の方 1 名
申込人・引受人の条件	日本国籍を持ち、日本国内に住所を有しており、成年後見制度により成年後見人・保佐人・補助人を付されていないこと。
契約締結時の必要書類等	申込人：本人確認資料、戸籍謄本 本サービス指定の普通預金通帳、定期預金通帳・証書、預金届出印 引受人：本人確認資料、普通預金通帳、預金届出印
対象預金	普通預金・定期預金
払戻時の必要書類等	申込人に関する書類：死亡確認資料(戸籍謄本又は住民票除票) 本サービス指定の普通預金通帳、定期預金通帳・証書 引受人に関する書類：本人確認資料、普通預金通帳、預金届出印
払戻可能金額	申込人が 500 万円以内で指定した金額のうち、当行が相続開始の事実を知った日における申込人の当行預金残高の 2 分の 1 以内を限度とする。
払戻金の使途 (申込人に関する諸費用支払い)	【葬儀関連費用】 埋葬、火葬、納骨、遺骨の回送その他葬儀の前後に必要な費用 (枕飾り、遺影、白木位牌、棺、焼香セット、仏膳等を含む) 通夜費用、通夜・葬儀の飲食代、寺院等へのお布施、会場使用料、遺体運搬費 【病院施設関連費用】 病院の治療費・入院費用、施設利用料 【生活関連費用】 申込人に係る税金、家賃、電気・電話・水道・ガス料等公共料金 申込人名義の借入金、クレジットの未清算金、未払金 【その他、上記項目に類する費用】
払戻期間	当行が相続の事実を知ったときから 6 ヶ月間 (末日が休日の場合は翌営業日まで)
手数料	年間 5,000 円(税別) 契約時は 3 月分までを月割計算にて指定口座から引落とし、その後は毎年 4 月 5 日 (休日の場合は翌営業日) に指定口座より引落します。 相続発生時は 3 月分までを月割にて指定口座へ返戻します。